	0307.92		――冷凍したもの						
		110	―――貝柱	ＫＧ					
			―――その他のもの						
		131	―――――スキャロップ（いたやがい科のもの）	ＫＧ					
		132	―――――しじみ	ＫＧ					
		139	―――――その他のもの	ＫＧ					
	0307.99		――その他のもの			0307.99		――その他のもの	
			―――くん製したもの					―――冷凍したもの	
		220	―――――スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	ＫＧ			110	―――――貝柱	ＫＧ
								―――――いか	
		290	―――――その他のもの	ＫＧ			121	――――――もんごういか	ＫＧ
			―――その他のもの				129	――――――その他のもの	ＫＧ
		330	―――――貝柱	ＫＧ				―――――その他のもの	
			―――――その他のもの				131	――――――スキャロップ（いたやがい科のもの）	ＫＧ
		320	――――――スキャロップ（いたやがい科のもの）	ＫＧ				――――――その他のもの	
		399	――――――その他のもの	ＫＧ			132	―――――――しじみ	ＫＧ
							139	―――――――その他のもの	ＫＧ
								―――くん製したもの	
							210	―――――いか、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	ＫＧ
							290	―――――その他のもの	ＫＧ
								―――その他のもの	
								―――――いか（もんごういかを除く。）、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	
							310	――――――いか（もんごういかを除く。）	ＫＧ
							320	――――――スキャロップ（いたやがい科のもの）	ＫＧ
							330	――――――貝柱	ＫＧ
								―――――その他のもの	
							391	――――――もんごういか	ＫＧ
							399	――――――その他のもの	ＫＧ
	03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	
			―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）					―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	
	0308.11		［略］			0308.11		［同左］	
	0308.12	000	――冷凍したもの	ＫＧ				［新規］	
	0308.19		［略］			0308.19		［同左］	
			―うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）					―うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）	